

機械式継手主任技能者資格試験の暫定措置について

公益社団法人日本鉄筋継手協会

機械式継手主任技能者資格者の更新試験については、講習会後に試験を行い、合格することが更新の条件となっております。しかしながら、コロナ禍、更新試験を断念される資格者もおられることから、2022年3月18日の要員認証管理委員会において、更新試験における以下の暫定措置を設けることが決定され、2022年4月1日より施行されます。

つきましては、4月以降の受験申請や更新手続き等については、当協会ホームページを確認いただき、表記資格の継続をお願いいたします。

<更新試験における暫定措置>

1) 資格試験の内容及び対象者

- ・2022年4月1日より2027年3月31日までの5年間に更新試験を受験する者は、書類審査とし、対象者は以下の者とする。

(対象者)

- ・2017年以降に資格を取得し、現在更新期間を向かえている資格者

2) 受験の申請

- ・協会ホームページより、Web申請ができます。

3) 添付書類

- ・機械式継手主任技能資格更新（継続）申請書
- ・資格証の写し